

今年度から固定資産税の納期限が変更になりました。

# 8月31日(火)は 固定資産税(第2期)の納期限です!

## 令和3年度 町税の納期限

税目	第1期	第2期	第3期	第4期
住民税(町道民税)	8月2日(月)	9月30日(木)	11月30日(火)	1月31日(月)
固定資産税		<b>8月31日(火)</b>	11月1日(月)	12月28日(火)
軽自動車税(種別割)				

町税は、町の根幹をなす大切な自主財源です。税の公平な負担のため、期限内納付にご協力ください。

▼納税には口座振替が便利です。一度口座を登録すると、毎回の納期限に自動的に引き落としになります。納め忘れを防ぐことができますので、ぜひご利用ください。

### 口座振替ができる金融機関

JA ひがしかわ、北央信用組合、北海道銀行、北陸銀行、北洋銀行、旭川信用金庫、ゆうちょ銀行

すでに口座振替を利用している方は、振替日の前日までに、指定している預貯金口座の残高をお確かめください。

▼コンビニ、スマホからも納付できます。納付書にバーコードが印字されている場合、コンビニやスマホから町税を納付できます。銀行に行く時間がない、夜間や休日に納め忘れを思い出した場合でも、時間や場所を気にせず納付ができます。

▼納期限内に納付ができない場合は、必ず収納室までご連絡ください。分割納付などの相談にも応じています。

▼連絡がなく納期限を過ぎると督促状を送付します。また、納期限の翌日から延滞金が計算されます。滞納が続くと財産調査や給料・預金などの差し押さえ、不動産・動産の公売など、滞納処分を行う場合があります。

お問い合わせ  
納税に関するご相談

東川町役場 税務定住課 収納室  
Tel 0166-82-2111(内線 122-126)  
Mail zeimu@town.higashikawa.lg.jp  
〒071-1492 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号



東川町ホームページ